資料①

令和６年度 第３回 熊本市多核連携都市推進協議会

日時：令和６年１１月２６日（火）１３：３０～
場所：熊本市国際交流会館３階　国際会議室

次　　第

１．開会・挨拶

２．協議内容

（１）次期都市マスタープランの構成の検討

（２）課題の設定

（３）将来像の検討

（４）分野別の方針の検討

（５）今後の進め方

３．閉会

資料②

令和６年度　第3回　熊本市多核連携都市推進協議会　委員名簿

（敬称略・順不同）

種別	分野	委員	よみがな	役職等	出欠
会長	都市計画	両角　光男	もろずみ　みつお	熊本大学　名誉教授	出席
学識経験者（８名）	経済	宇野　史郎	うの　しろう	熊本学園大学　名誉教授	出席
	農業・地域	柴田　祐	しばた　ゆう	熊本県立大学　環境共生学部　教授	欠席
	地域防災	竹内　裕希子	たけうち　ゆきこ	熊本大学　大学院先端科学研究部　教授	欠席
	交通計画	吉城　秀治	よしき　しゅうじ	熊本大学　くまもと水循環・減災研究教育センター　准教授	欠席
	福祉	仁科　伸子	にしな　のぶこ	熊本学園大学　社会福祉学部　教授	欠席
	住宅・建築	本間　里見	ほんま　りけん	熊本大学　大学院先端科学研究部　教授	出席
	環境	小島　知子	こじま　ともこ	熊本大学　大学院先端科学研究部　准教授	出席
民間団体等（６名）	医療	池上　あずさ	いけがみ　あずさ	一般社団法人　熊本市医師会　理事	出席
	高齢者福祉	吉井　壮馬	よしい　そうま	熊本市老人福祉施設協議会　会長	出席
	児童福祉	森　眞樹子	もり　まきこ	熊本市私立幼稚園・認定こども園協会	出席
	教育	濱石　浩二	はまいし　こうじ	熊本市ＰＴＡ協議会　会長	欠席
	経済	丸本　文紀	まるもと　ふみのり	熊本商工会議所　常議員	欠席
	住宅	川口　雄一郎	かわぐち　ゆういちろう	公益財団法人　日本賃貸住宅管理協会 熊本県支部　顧問	欠席
市民（２名）	公募	伊東　洋	いとう　ひろし		出席
	公募	貴田　雄介	きだ　ゆうすけ		出席
関係行政機関（１名）	熊本県	富永　隼行	とみなが　よしゆき	熊本県　企画振興部長 （代理：熊本県　企画振興部　沖政策審議監）	代理出席

資料③

令和６年度 第３回熊本市多核連携都市推進協議会　席次表

日時：令和６年１１月２６日(火)　１３時３０分～

場所：熊本市国際交流会館３階　国際会議室

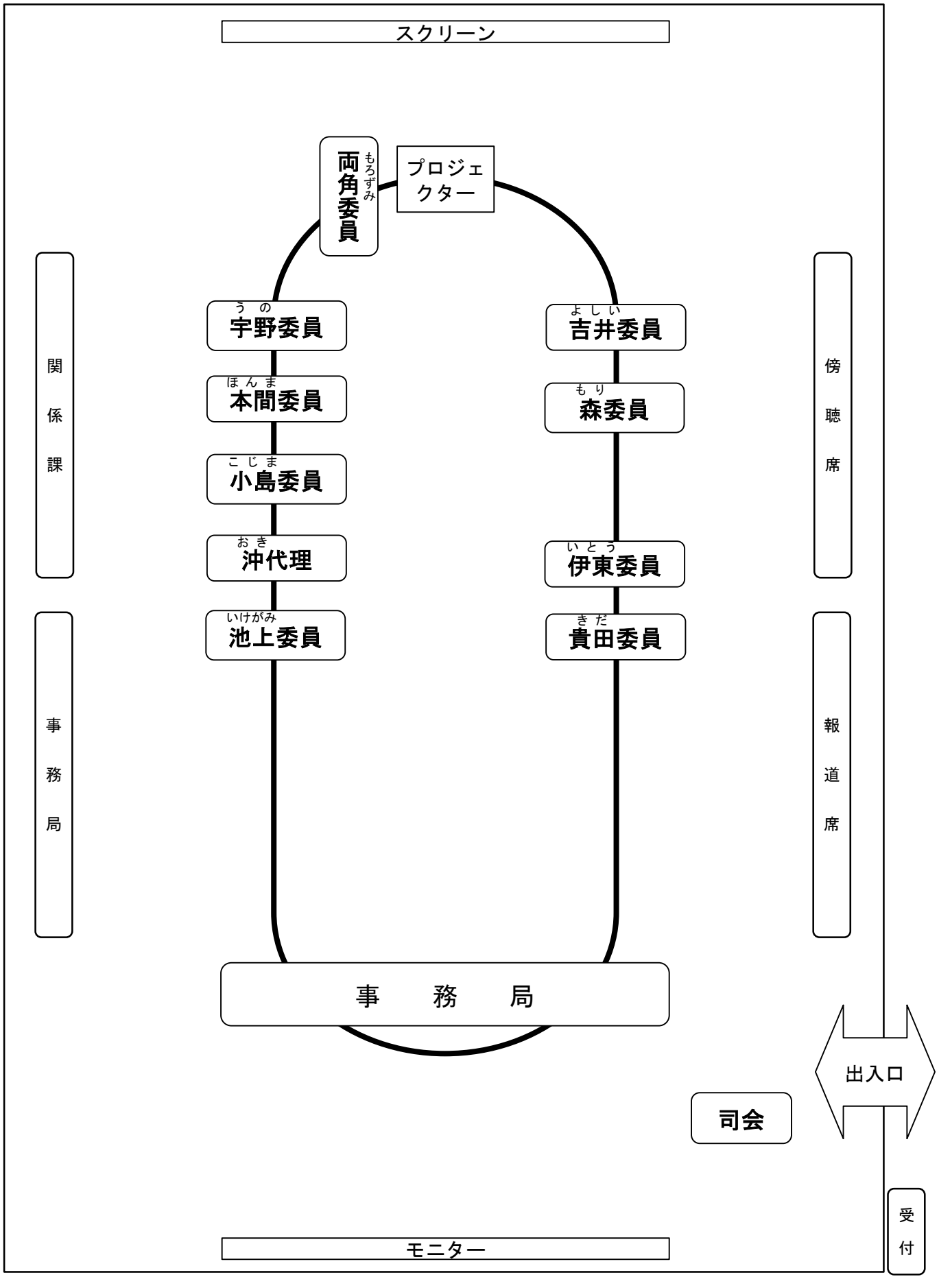

資料④

熊本市多核連携都市推進協議会運営要綱

制定　平成２７年　３月３０日市長決裁
改正　平成２７年　６月３０日市長決裁
　　平成２８年　３月２９日都市政策課長決裁
　　平成２９年　３月３１日都市政策課長決裁
　　平成３１年　３月２７日都市政策課長決裁
　　令和　２年　７月　２日市長決裁
　　令和　３年　１月２６日市長決裁
　　令和　３年　４月２２日都市政策課長決裁
　　令和　４年　５月２５日都市政策課長決裁
　　令和　６年　５月１３日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）第３条の規定に基づき、熊本市多核連携都市推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を協議するもの。

(1)　人口減少・超高齢化社会に対応した都市空間の形成に関する事項
(2)　拠点となる地域への都市機能集積に関する事項
(3)　公共交通の利便性の高い地域への居住促進に関する事項
(4)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２に規定する都市マスタープランに関する事項
(5)　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）に規定する立地適正化計画等及びその実施に関する事項
(6)　その他協議会において必要と認める事項

２　協議会は、都市再生特別措置法第１１７条の規定に基づく市町村都市再生協議会を兼ねるものとする。

（組織）

第３条　協議会は、委員若干名で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱する。

(1)　学識経験者
(2)　多核連携都市の実現に際し密接な関係を有する者で、市長が必要と認めるもの
(3)　本市に居住又は通勤通学する者で、公募のうえ選任されたもの
(4)　関係行政機関の職員

（任期）

第４条　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長を置き、第３条第２項第１号に規定する学識経験者の委員のうち、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　協議会に副会長を置き、委員のうち、会長が指名する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

３　協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、協議のために必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者に対し、協議会の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（書面協議）

第７条　会長は、緊急の必要性があり協議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由がある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、協議会の会議に代えることができる。

２　前条第３項の規定は、前項の場合について準用する。

（会議の公開）

第８条　会議は、公開とする。ただし、熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）第７条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の３分の２以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

２　会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

（庁内会議）

第９条　協議会を円滑に運営するために庁内会議を置くことができる。

２　庁内会議は、第２条第１項各号に掲げる事項その他協議会の円滑な運営のため必要な事項について検討する。

３　庁内会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

４　庁内会議の議長は、都市建設局長をもって充てる。

５　庁内会議は、必要に応じて庁内会議の議長が招集する。

６　庁内会議の議長は、協議のために必要があると認めるときは、庁内会議の委員以外の者に対し、庁内会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（専門部会）

第１０条　会長は、必要と認めるとき、専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、第２条第１項各号に掲げる事項について詳細な検討を行い、協議会へ報告する。

３　専門部会の委員は、協議会の委員のうち、第３条第２項第１号に規定する学識経験者をもって充てる。

４　専門部会の部会長は、専門部会の委員の互選によりこれを定める。

５　専門部会は、必要に応じて専門部会の部会長が招集する。

６　専門部会の部会長は、協議のために必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者に対し、専門部会への出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第１１条　協議会に関する庶務は、都市政策課において行う。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年６月３０日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年５月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年５月１３日から施行する。

別表（第９条関係）

庁内会議を構成する委員

１	都市建設局長
２	政策局総合政策部長
３	政策局危機管理防災部長
４	総務局行政管理部長
５	財政局財務部長
６	文化市民局市民生活部長
７	健康福祉局健康福祉部長
８	こども局こども育成部長
９	環境局環境推進部長
１０	経済観光局産業部長
１１	農水局農政部長
１２	都市建設局都市政策部長
１３	都市建設局交通政策部長
１４	都市建設局住宅部長
１５	都市建設局公共建築部長
１６	都市建設局土木部長
１７	都市建設局森の都推進部長
１８	中央区役所区民部長
１９	東区役所区民部長
２０	西区役所区民部長
２１	南区役所区民部長
２２	北区役所区民部長
２３	消防局総務部長
２４	交通局次長
２５	上下水道局総務部長
２６	教育委員会事務局教育総務部長
２７	農業委員会事務局長

資料⑤

令和６年度
第３回 熊本市多核連携都市推進協議会

R6. 11. 26(火)13:30～

本日の内容

はじめに

１.次期都市マスタープランの構成の検討

２.課題の設定

３.将来像の検討

４.分野別の方針の検討

５.今後の進め方

はじめに

■本協議会の流れ

	主な検討内容（予定）
済 第１回協議会	・次期都市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝの統合ｲﾒｰｼﾞ
済 第２回協議会	・現行の都市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝのふりかえり ・次期都市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝの課題の抽出
済 第１回専門部会 済 第２回専門部会	・構成、課題、将来像 ・分野別の方針
第３回協議会	・構成、課題、将来像 ・分野別の方針
第３回専門部会 第４回専門部会 第５回専門部会	・分野別の方針　・地域別の方針 ・目標　・誘導区域、誘導施設 ・防災指針　・目標値 ・骨子(案)
第４回協議会	・骨子(案)

今回

骨子の作成

はじめに

■各種計画の体系について

熊本市総合計画

熊本都市計画区域マスタープラン（県が策定）

即する

即する

熊本市都市マスタープラン（全体構想）

・都市づくりの基本理念　・都市構造の将来像　・分野別の基本方針　など

熊本市都市マスタープラン（地域別構想）

・多核連携都市づくりに向けた基本方針
・各区における都市づくり　など

熊本市立地適正化計画（実行計画）

・誘導区域　・誘導施設
・防災指針　・具体的な施策　など

連携整合

- **交通**：熊本都市圏都市交通マスタープラン
- **公共交通**：熊本地域公共交通計画
- **住宅**：熊本市住生活基本計画
- **中心市街地**：熊本市中心市街地活性化基本計画
- **環境**：熊本市環境総合計画
- **農業**：熊本市農水産業計画
- **防災**：熊本市地域防災計画
- **福祉**：熊本市バリアフリーマスタープラン

など

本日の内容

はじめに

１.次期都市マスタープランの構成の検討

２.課題の設定

３.将来像の検討

４.分野別の方針の検討

５.今後の進め方

1.次期都市マスタープランの構成の検討

第１回協議会資料

■次期計画の統合イメージ

都市マスタープラン(全体構想)

序章　策定にあたって
１章　都市の現況と課題
２章　都市づくりの基本理念と目標
３章　都市構造の将来像
４章　分野別の基本的な方針
５章　今後の進め方
巻末　資料編

都市マスタープラン(地域別構想)

はじめに
１章　地域別構想の役割・構成
２章　多核連携都市づくりに向けた基本方針
３章　各区における都市づくり
４章　多核連携都市の実現に向けて
５章　今後の進め方
巻末　資料編

立地適正化計画

１章　立地適正化計画の概要
２章　熊本市を取り巻く現状把握等
３章　熊本市における立地適正化計画
４章　都市機能誘導区域
５章　誘導施設
６章　居住誘導区域
７章　都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策
８章　防災指針
９章　目標値の設定
10章　施策達成状況に関する評価方法
別冊　資料編

統合

統合イメージ

１章　都市マスタープラン(仮称)について
２章　都市の現況と課題
３章　基本理念と目標
４章　都市構造の将来像
５章　分野別の基本的な方針
６章　地域別の方針
７章　1節_コンパクトシティの進展状況
　　2節_都市機能誘導区域及び誘導施設
　　3節_居住誘導区域
　　4節_防災指針
　　5節_具体的な施策
８章　目標値及び評価指標等
９章　今後の進め方
別冊　資料編

緑字：全体にかかる部分
赤字：都市マスタープラン (都市計画法第18条の2)
青字：立地適正化計画 (都市再生特別措置法第81条)

※計画の統合に際しては、各章に法律やその計画の該当箇所を明記

１.次期都市マスタープランの構成の検討

１)統合による構成の検討

①重複する項目

●都市マスタープランと立地適正化計画は重複する部分がある。

現行都市マスタープラン（全体構想）	現行都市マスタープラン（地域別構想）	現行立地適正化計画
序章 策定にあたって	はじめに	１章 立地適正化計画の概要
１章 都市の現況と課題	１章 地域別構想の役割・構成	２章 熊本市を取り巻く現状把握等
２章 都市づくりの基本理念と目標	２章 多核連携都市づくりに向けた基本方針	３章 熊本市における立地適正化計画
３章 都市構造の将来像	３章 各区における都市づくり	４章 都市機能誘導区域
４章 分野別の基本的な方針	４章 多核連携都市の実現に向けて	５章 誘導施設
５章 今後の進め方	５章 今後の進め方	６章 居住誘導区域
巻末 資料編	巻末 資料編	７章 都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策
		８章 防災指針
		９章 目標値の設定
		10章 施策達成状況に関する評価方法
		別冊 資料編

※緑色は重複する項目を示す

⇒内容が重複する項目は統合した構成とする。

１.次期都市マスタープランの構成の検討

１)統合による構成の検討

②立地適正化計画の取扱い

●届出義務（都市再生特別措置法）がある立地適正化計画については、わかりやすく、容易に認識できるように構成する必要がある。

現行都市マスタープラン（全体構想）	現行都市マスタープラン（地域別構想）	現行立地適正化計画
序章　策定にあたって	はじめに	１章　立地適正化計画の概要
１章　都市の現況と課題	１章　地域別構想の役割・構成	２章　熊本市を取り巻く現状把握等
２章　都市づくりの基本理念と目標	２章　多核連携都市づくりに向けた基本方針	３章　熊本市における立地適正化計画
３章　都市構造の将来像	３章　各区における都市づくり	４章　都市機能誘導区域
４章　分野別の基本的な方針	４章　多核連携都市の実現に向けて	５章　誘導施設
５章　今後の進め方	５章　今後の進め方	６章　居住誘導区域
巻末　資料編	巻末　資料編	７章　都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策
		８章　防災指針
		９章　目標値の設定
		10章　施策達成状況に関する評価方法
		別冊　資料編

※青色は立地適正化計画のみに該当する項目を示す

⇒立地適正化計画の項目は独立した構成とする。

1.次期都市マスタープランの構成の検討

2)構成案

現行都市マスタープラン(全体構想)

序章　策定にあたって
1章　都市の現況と課題
2章　都市づくりの基本理念と目標
3章　都市構造の将来像
4章　分野別の基本的な方針
5章　今後の進め方
巻末　資料編

現行都市マスタープラン(地域別構想)

はじめに
1章　地域別構想の役割・構成
2章　多核連携都市づくりに向けた基本方針
3章　各区における都市づくり
4章　多核連携都市の実現に向けて
5章　今後の進め方
巻末　資料編

現行立地適正化計画

1章　立地適正化計画の概要
2章　熊本市を取り巻く現状把握等
3章　熊本市における立地適正化計画
4章　都市機能誘導区域
5章　誘導施設
6章　居住誘導区域
7章　都市機能及び人口密度を維持・確保するための具体的な施策
8章　防災指針
9章　目標値の設定
10章　施策達成状況に関する評価方法
別冊　資料編

統合

構成案

序章　都市マスタープラン(仮称)について
1章　都市の現況と課題
2章　基本理念と目標、都市の将来像
3章　分野別の方針
4章　区別の方針
5章　市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～
　1節_基本的な考え方
　2節_都市機能誘導区域及び誘導施設
　3節_居住誘導区域
　4節_防災指針
　5節_誘導施策
　6節_届出制度
　7節_目標値及び評価指標
6章　今後の進め方（進行管理）
別冊　資料編

緑字：全体にかかる部分
橙字：都市マスタープラン（都市計画法第18条の2）
青字：立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）

1.次期都市マスタープランの構成の検討

2)構成案

構成案

序章	都市マスタープラン(仮称)について	
1章	都市の現況と課題	ビジョン
2章	基本理念と目標、都市の将来像	
3章	分野別の方針	プラン
4章	区別の方針	
5章	市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～	
	1節_基本的な考え方	
	2節_都市機能誘導区域及び誘導施設	
	3節_居住誘導区域	
	4節_防災指針	
	5節_誘導施策	アクション
	6節_届出制度	
	7節_目標値及び評価指標	
6章	今後の進め方（進行管理）	
別冊	資料編	

進行管理

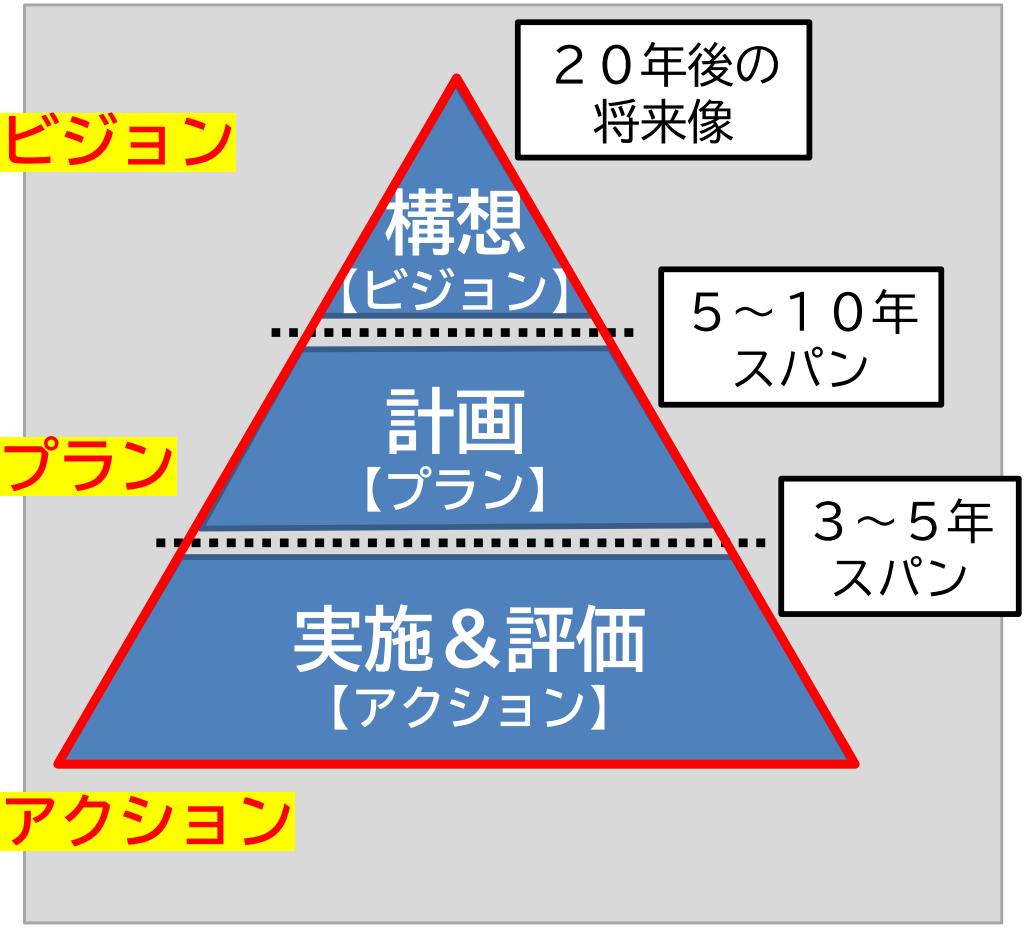

緑字：全体にかかる部分

橙字：都市マスタープラン（都市計画法第18条の2）

青字：立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）

1.次期都市マスタープランの構成の検討

2)構成案

構成案

序章　都市マスタープラン(仮称)について
1章　都市の現況と課題
2章　基本理念と目標、都市の将来像
3章　分野別の方針
4章　区別の方針
5章　市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～
　1節_基本的な考え方
　2節_都市機能誘導区域及び誘導施設
　3節_居住誘導区域
　4節_防災指針
　5節_誘導施策
　6節_届出制度
　7節_目標値及び評価指標
6章　今後の進め方（進行管理）
別冊　資料編

各項目の記載内容

●現況

・熊本市の都市の概要や現況（人口、交通、市街地、産業、自然環境、災害リスクなど）の整理を記載

●課題

・前回協議会の意見を踏まえ整理した主要な課題を記載

●基本理念と目標

・概ね２０年後を見据えた基本理念と目標を記載

●都市の将来像

・基本理念と目標を踏まえた都市の将来構成図を記載

1.次期都市マスタープランの構成の検討

2)構成案

構成案

序章　都市マスタープラン(仮称)について
1章　都市の現況と課題
2章　基本理念と目標、都市の将来像
3章　分野別の方針
4章　区別の方針
5章　市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～
　1節_基本的な考え方
　2節_都市機能誘導区域及び誘導施設
　3節_居住誘導区域
　4節_防災指針
　5節_誘導施策
　6節_届出制度
　7節_目標値及び評価指標
6章　今後の進め方（進行管理）
別冊　資料編

各項目の記載内容

●分野別の方針

・基本理念や目標を実現するために、土地利用などの都市計画に関する分野別の基本的な方針を記載

●区別の方針

・分野別の基本的な方針等に加え、市内の各地域の特性や課題を踏まえて、区ごとの都市計画の主要な方針等を記載

1.次期都市マスタープランの構成の検討

2)構成案

構成案

序章　都市マスタープラン(仮称)について
1章　都市の現況と課題
2章　基本理念と目標、都市の将来像
3章　分野別の方針
4章　区別の方針
5章　市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～
　1節_基本的な考え方
　2節_都市機能誘導区域及び誘導施設
　3節_居住誘導区域
　4節_防災指針
　5節_誘導施策
　6節_届出制度
　7節_目標値及び評価指標
6章　今後の進め方（進行管理）
別冊　資料編

各項目の記載内容

●都市機能誘導区域及び誘導施設
・商業、医療などの都市機能を誘導する施設と区域について記載

●居住誘導区域
・人口密度を維持するために、居住を誘導する区域について記載

●防災指針
・災害リスク分析等を踏まえた居住誘導区域の防災指針について記載

●誘導施策
・誘導区域内へ誘導施設の誘導や居住の誘導のための施策について記載

●届出制度
・誘導区域外の誘導施設や住宅の建築・開発等に関する届出制度について記載

1.次期都市マスタープランの構成の検討

2)構成案

構成案

序章　都市マスタープラン(仮称)について
1章　都市の現況と課題
2章　基本理念と目標、都市の将来像
3章　分野別の方針
4章　区別の方針
5章　市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～
　1節_基本的な考え方
　2節_都市機能誘導区域及び誘導施設
　3節_居住誘導区域
　4節_防災指針
　5節_誘導施策
　6節_届出制度
　7節_目標値及び評価指標
6章　今後の進め方（進行管理）
別冊　資料編

各項目の記載内容

●目標値
・立地適正化計画の進捗の評価を行うための目標値を記載

●評価指標等
・目標値の評価指標について記載

●今後の進め方（進行管理）
・今後の進め方や進行管理について記載

本日の内容

はじめに

1.次期都市マスタープランの構成の検討

2.課題の設定

3.将来像の検討

4.分野別の方針の検討

5.今後の進め方

構成案

序章	都市マスタープラン(仮称)について
1章	都市の現況と課題
2章	基本理念と目標、都市の将来像
3章	分野別の方針
4章	区別の方針
5章	市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～
	1節_基本的な考え方
	2節_都市機能誘導区域及び誘導施設
	3節_居住誘導区域
	4節_防災指針
	5節_誘導施策
	6節_届出制度
	7節_目標値及び評価指標
6章	今後の進め方（進行管理）
別冊	資料編

2．課題の設定

第２回協議会資料

■20年後を見据えた本市のまちづくりの課題を抽出

- 人口減少、超高齢化
- 市街地の拡大、空き家空き地
- 道路ネットワークの形成
- 慢性化する交通渋滞
- インフラ施設の老朽化
- 公共交通利用者の減少
- 地下水の保全
- 自然環境への配慮
- 地域経済の活性化
- 中心市街地の活性化
- 農水産業の振興、農地の保全
- 地域コミュニティの維持
- 自然災害への対応
- 観光需要への対応
- ＤＸの推進
- 福祉、健康づくり推進
- 子育てしやすい環境づくり
- 企業進出への対応

など

※　黒字：現行の都市マスタープランからの継続課題
　　赤字：今後対応が必要な課題

2．課題の設定

2）これまでの協議会での意見を踏まえた「課題・視点」

分類	課題・視点
●土地利用	・市街地の拡大と都市のスポンジ化 ・中心市街地、地域拠点の拠点性を高める土地利用 ・企業進出への対応 ・農水産業保全ゾーンの計画的な保全 ・既存集落の維持
●都市施設・交通	・道路ネットワークの形成 ・交通弱者に配慮した公共交通の整備 ・公共交通の利便性向上 ・交通渋滞の解消 ・老朽化したインフラへの対策
●市街地整備	・人口減少化での暮らしやすさの維持 ・歩いて暮らせるまちづくり
●住宅整備・空き家	・空き家対策の充実
●都市機能・居住誘導	・鉄道駅周辺の拠点整備、都市機能の充実
●経済・産業・観光	・地域経済や市庁舎移転に伴う中心市街地の活性化 ・インバウンド等の観光需要への対応 ・半導体関連企業の進出によるインパクトへの対応 ・農業の振興等
●医療・福祉・教育	・健康づくりに配慮したまちづくり ・子育てしやすいまちづくり

2．課題の設定

2）これまでの協議会での意見を踏まえた「課題・視点」

分類	課題・視点
●自然環境・景観	・地下水、自然環境の保全 ・都市景観に関する施策の充実 ・農地の保全
●防災	・防災を前提としたまちづくり ・防災拠点の強化 ・要配慮者等のための防災計画
●市民参加・交流・デジタル化	・市民参画の推進 ・情報発信、情報共有 ・都市の計画・管理・運営のデジタル化の推進

2．課題の設定

3）課題の整理

分類	課題・視点
●土地利用	・市街地の拡大と都市のスポンジ化 ・中心市街地、地域拠点の拠点性を高める土地利用 ・企業進出への対応 ・農水産業保全ゾーンの計画的な保全 ・既存集落の維持

▼DID地区（人口集中地区）の変遷

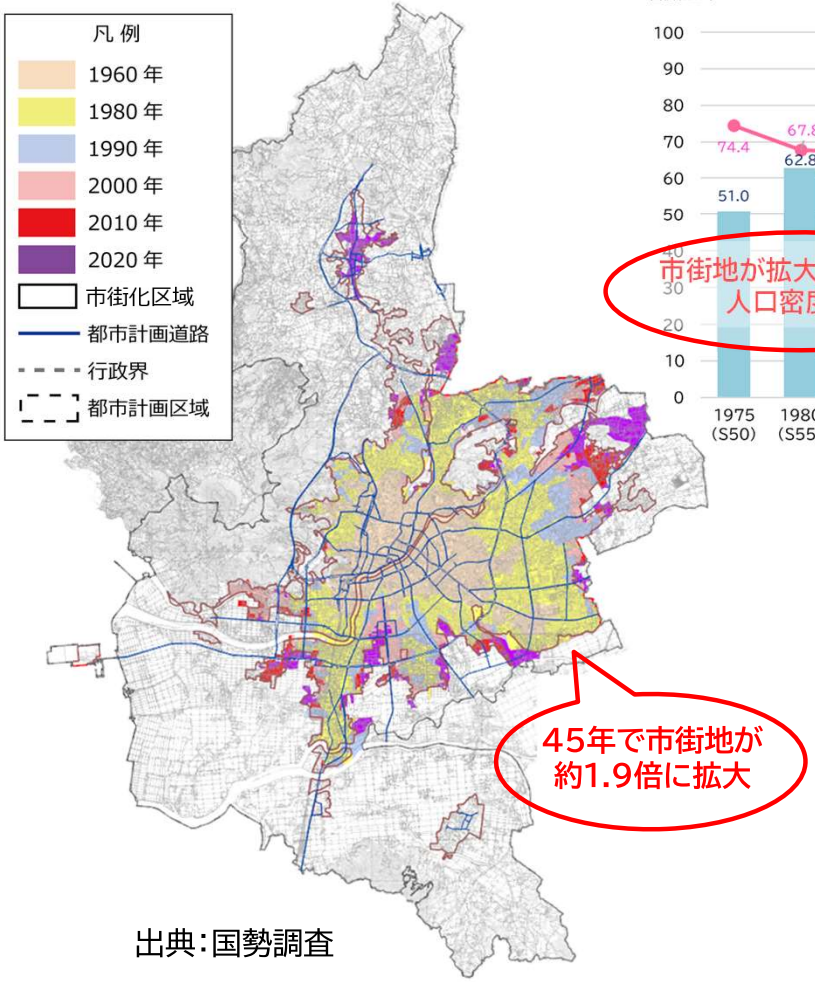

出典：国勢調査

▼DID地区（人口集中地区）の面積と人口密度の推移

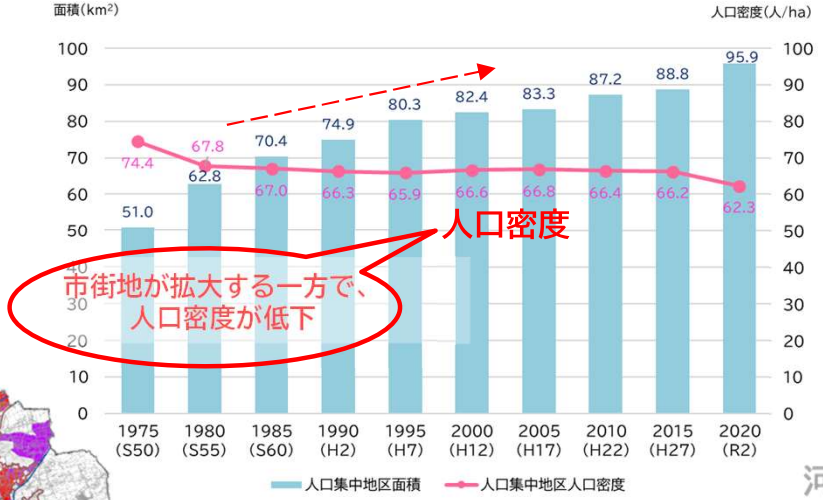

▼人口減少率10%以上の校区

小学校区名	R2-H22（過去10年）	R2人口
川口小学校区	-23.0%	1,602
河内小学校区	-16.0%	3,681
楠小学校区	-15.0%	5,578
田原小学校区	-15.0%	1,927
田底小学校区	-14.0%	2,520
豊田小学校区	-13.0%	5,862
奥古閑小学校区	-12.0%	2,891
山本小学校区	-10.0%	1,612
吉松小学校区	-10.0%	3,168

※着色枠は集落内開発区域がある小学校を示す

▼校区毎の人口増減

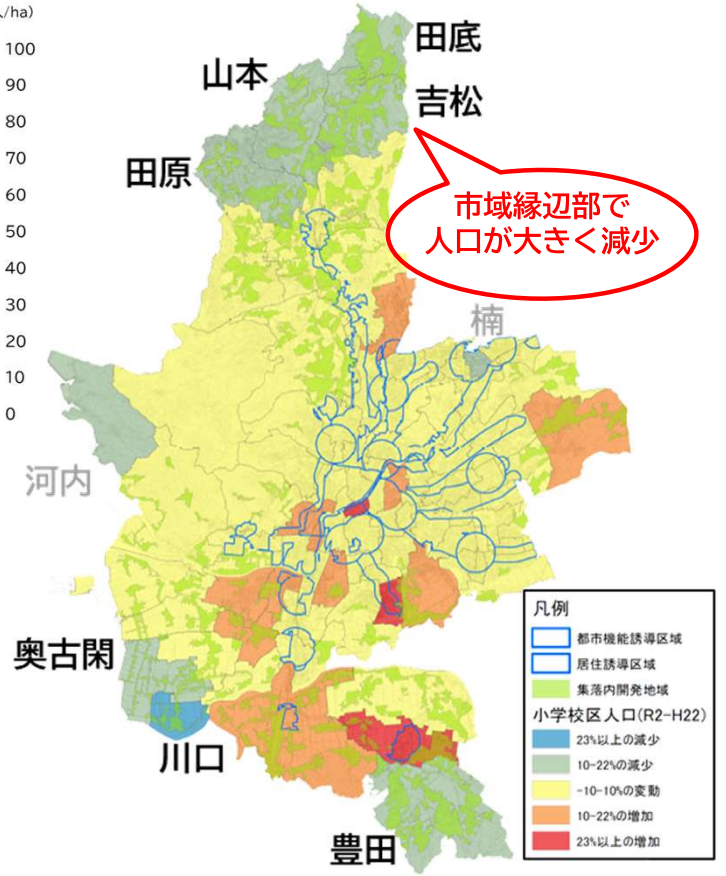

出典：H22・R2国勢調査

2．課題の設定

3）課題の整理

分類	課題・視点
●都市施設・交通	・道路ネットワークの形成 ・交通弱者に配慮した公共交通の整備 ・公共交通の利便性向上 ・交通渋滞の解消 ・老朽化したインフラへの対策

▼熊本都市圏の道路ネットワーク

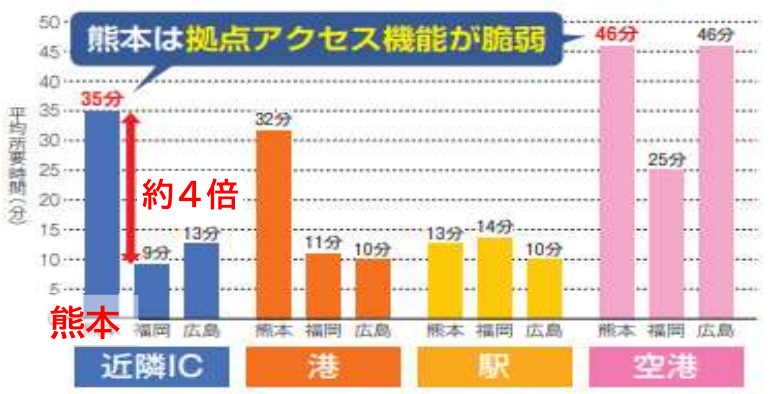

出典：H27道路交通センサスより算出

▼年度当たりの公共交通機関利用者数の推移

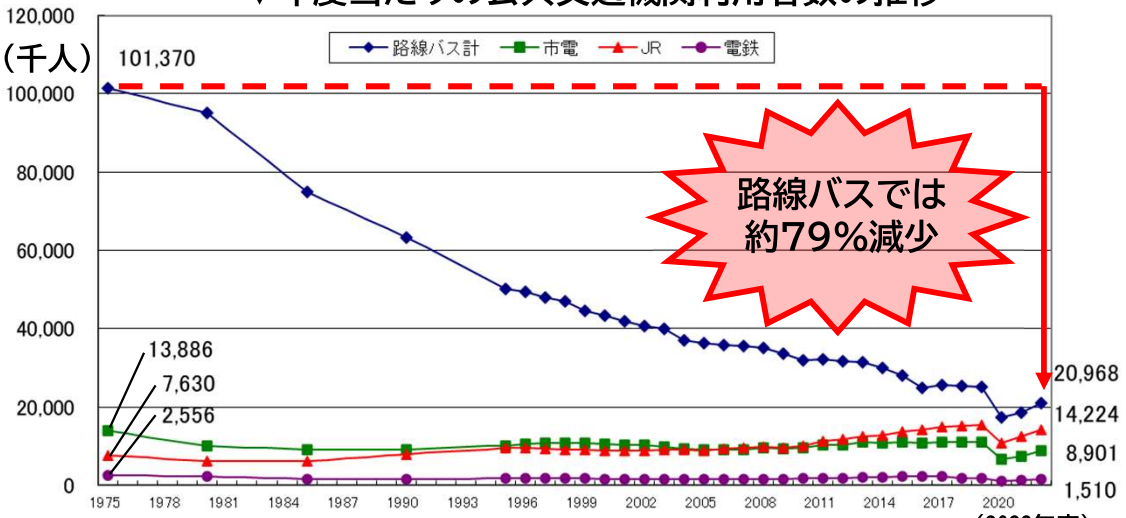

出典：統計資料及び各交通事業者提供資料より作成

▼インフラの損傷例

出典：熊本市橋梁長寿命化修繕計画

▼熊本都市圏の交通手段分担率の推移

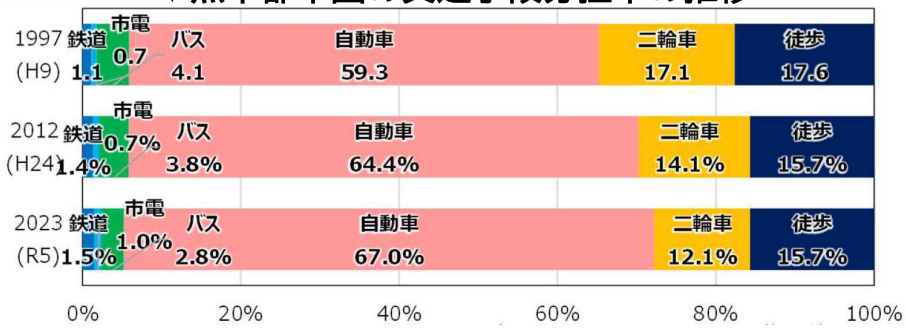

出典：熊本都市圏総合交通計画協議会第４回委員会資料

2．課題の設定

3）課題の整理

分類	課題・視点
●市街地整備	・人口減少化での暮らしやすさの維持 ・歩いて暮らせるまちづくり

▼熊本都市計画区域人口の将来推計

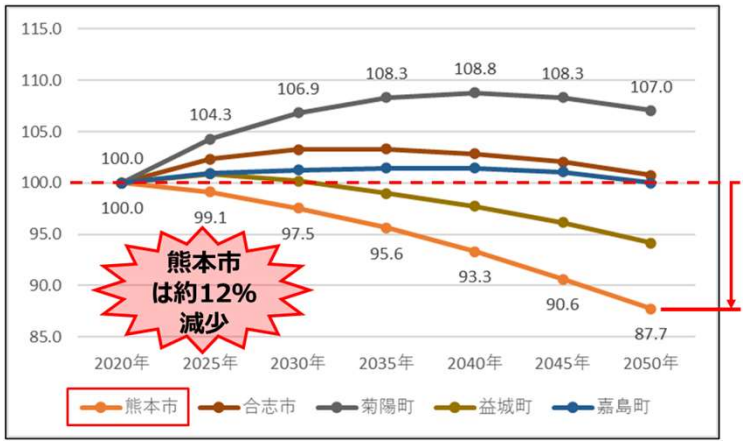

※2020年の人口を100とした場合

出典：社会保障・人口問題研究所推計（R5.12公表）

▼中心商店街の歩行者通行量の推移

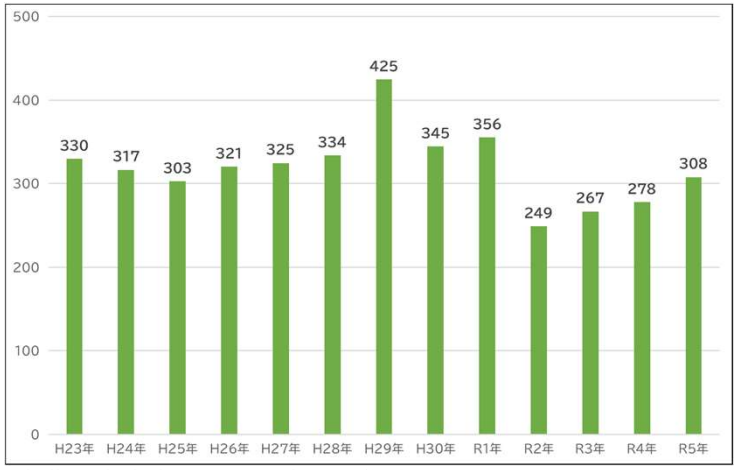

出典：商店街通行量調査より作成

▼中心市街地における低未利用地の分布状況

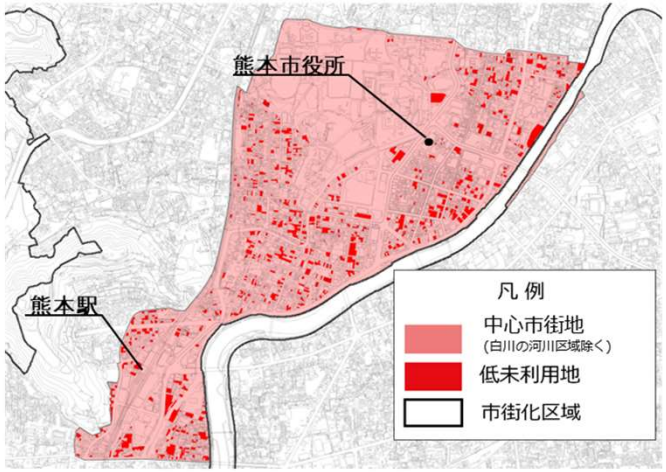

●中心市街地の約7.5%（27.8ha）が低未利用地

中心市街地面積割合	
中心市街地	370.7 ha
田畑系土地利用	0.0%
自然系土地利用	2.9%
商業系土地利用	14.8%
工業系土地利用	0.1%
住宅系土地利用	18.0%
空地系土地利用	7.5%
その他土地利用	56.5%
合計	100%

低未利用地

※「低未利用地」は、平面駐車場、建物跡地、資材置き場などの空地

※白川の河川区域の除く

▼中心市街地における建物建築年数の状況

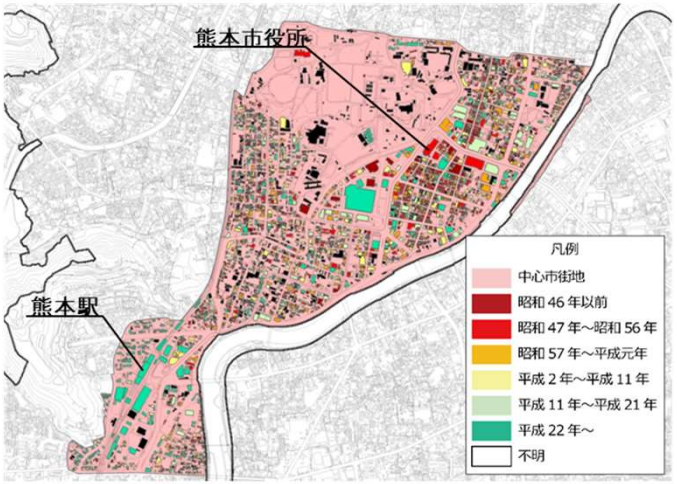

●中心市街地における築40年以上の建築物は約30%

	建物棟数	割合
昭和46年以前	362	10.7%
昭和47年～昭和56年	644	19.0%
昭和57年～平成元年	646	19.1%
平成2年～平成11年	549	16.2%
平成12年～平成21年	486	14.4%
平成22年～	698	20.6%
不明	1,335	100.0%
合計	4,720	

築40年以上が約30%

築30年以上が約50%

出典：令和３年度都市計画基礎調査

2．課題の設定

3）課題の整理

分類	課題・視点
●住宅整備・空き家	・空き家対策の充実

▼各区域の面積と市内における空家等の件数

		市域	市街化区域	居住誘導区域
面積（ha）		39,032	10,795	5,912
	割合	100%	28%	15%
空家等の件数（件）		3,698	3,162	1,924
	割合	100%	86%	52%

▼居住誘導区域内の空家等の分布状況

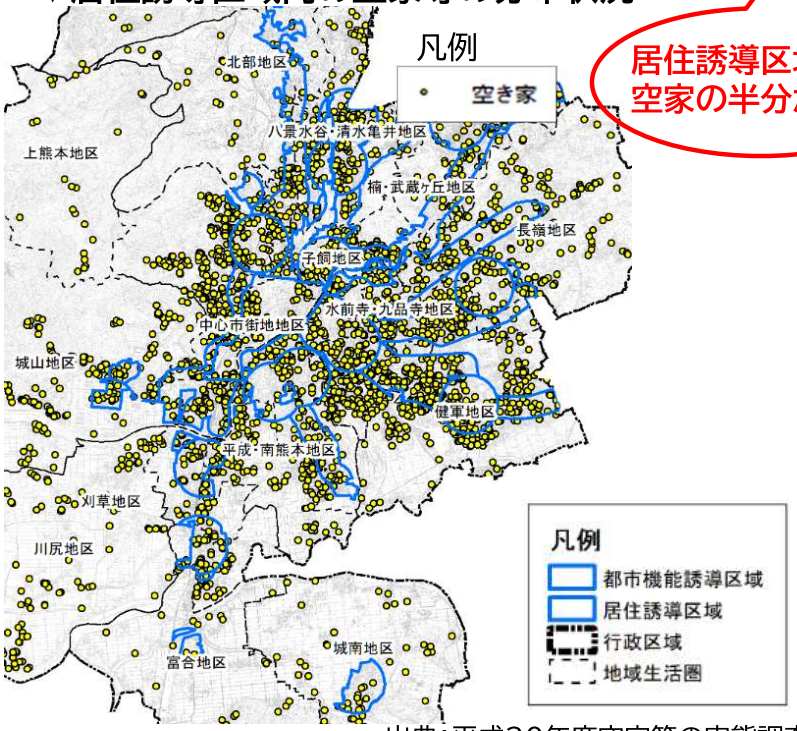

居住誘導区域内に
空家の半分が存在

出典：平成30年度空家等の実態調査

▼本市の空き家数と空き家率の推移

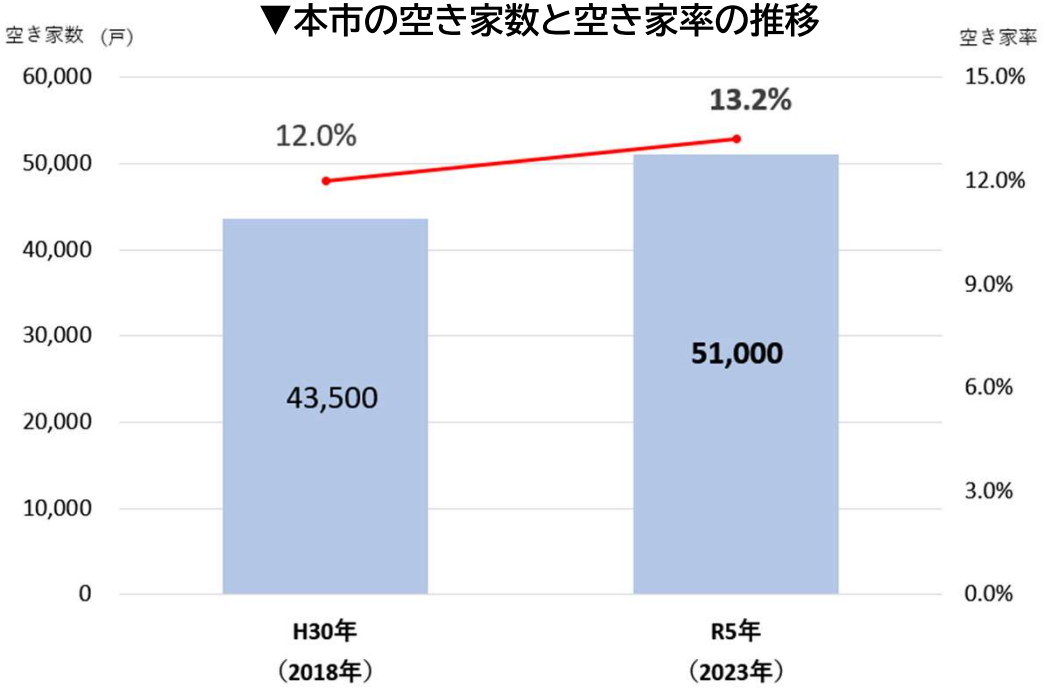

出典：「令和5年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

※「空家等」と「空き家」の違い

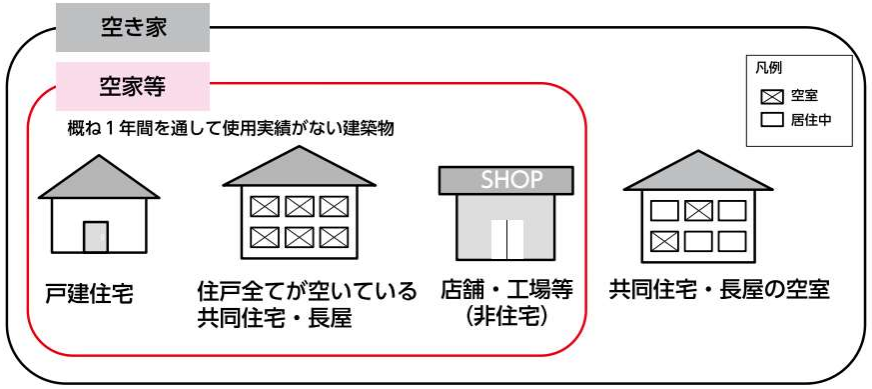

2．課題の設定

3）課題の整理

分類	課題・視点
●都市機能・居住誘導	・鉄道駅周辺の拠点整備、都市機能の充実

▼居住誘導区域内の人口密度の推移

		調査年（各年10月時点住基データより算出）							
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5（R5.10月住基）
居住誘導区域の人口密度（単位：人/ha）	実績値	60.5（357,042人）	60.6（357,840人）	60.5（357,433人）	60.4（356,639人）	60.4（356,371人）	60.3（356,296人）	60.2（355,769人）	60.2（355,980人）

▼地域拠点ごとの誘導施設の状況

都市機能誘導区域	商業機能	金融施設	医療施設			
			内科	外科 整形外科	小児科	歯科
植木地区	●	●	●	●	●	●
北部地区	◆	●	●	●	●	●
楠・武蔵ヶ丘地区	●	●	●	●	●	●
八景水谷・清水亀井地区	●	●	●	●	●	●
子飼地区	●	●	●	●	●	●
長嶺地区	●	●	●	●	●	●
水前寺・九品寺地区	●	●	●	●	●	●
健軍地区	●	●	●	●	●	●
平成・南熊本地区	●	●	●	●	●	●
刈草地区	●	●	●	◆	●	●
富合地区	◆	●	●	○	◆	○
城南地区	●	●	●	●	●	●
川尻地区	●	●	●	●	●	●
城山地区	●	●	●	○	○	●
上熊本地区	●	●	●	●	●	●

●：誘導施設あり
◆：誘導施設なし
○：補完施設あり

2．課題の設定

3）課題の整理

分類	課題・視点
●経済・産業・観光	・地域経済や市庁舎移転に伴う中心市街地の活性化 ・インバウンド等の観光需要への対応 ・半導体関連企業の進出によるインパクトへの対応 ・農業の振興等

▼熊本市の企業立地件数の推移

出典：熊本市資料

▼令和4年（2022年）の市町村別農業産出額

順位	都道府県市町村	産出額（億円）	令和3年比（億円）
1	宮崎県　都城市	911.3	+9.8
2	愛知県　田原市	900.4	+51.5
3	茨城県　鉾田市	655.7	+14.3
4	北海道　別海町	625.3	−41.1
5	新潟県　新潟市	534.8	+25.0
6	静岡県　浜松市	522.0	+15.1
7	青森県　弘前市	504.5	−19.1
8	千葉県　旭市	501.1	+53.0
9	鹿児島県　鹿屋市	460.1	+1.8
10	鹿児島県　曽於市	457.5	+15.5
11	熊本県　熊本市	456.9	−3.8
12	栃木県　那須塩原市	455.5	−0.2

出典：農林水産省「令和４年市町村農業産出額（推計）」より作成

※本統計は、都道府県別農業産出額を農林業センサス等を用いて按分し推計しているため、市町村毎の単価や単収の差は反映されていない

▼産業用地整備に関する協定締結（熊本市　R5）

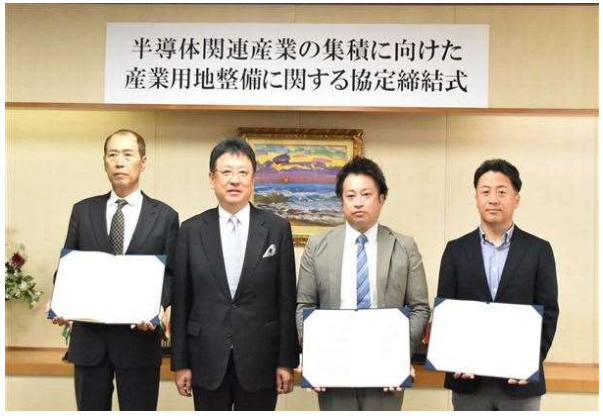

出典：熊本市資料

▼年齢階層別の基幹的農業従事者割合

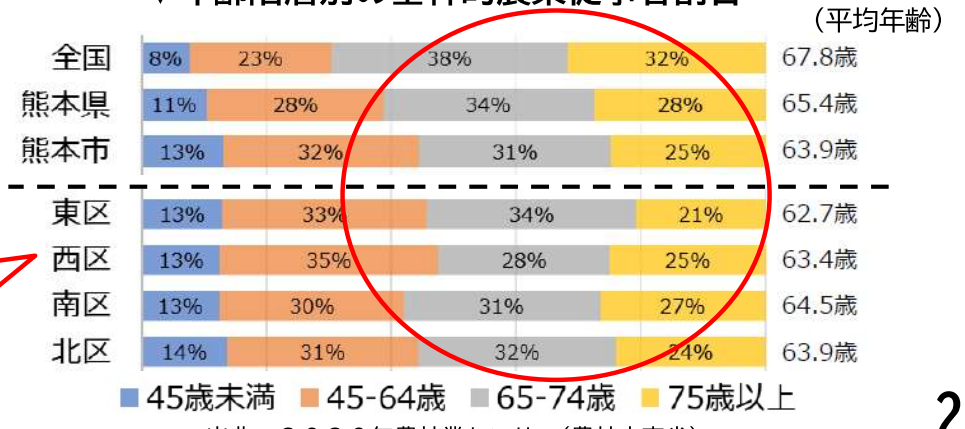

６５歳以上が半数以上を占める

出典：２０２０年農林業センサス（農林水産省）

2．課題の設定

3）課題の整理

分類	課題・視点
●医療・福祉・教育	・健康づくりに配慮したまちづくり ・子育てしやすいまちづくり

▼移動行動における一日一人あたりの歩行量（歩/人･日）

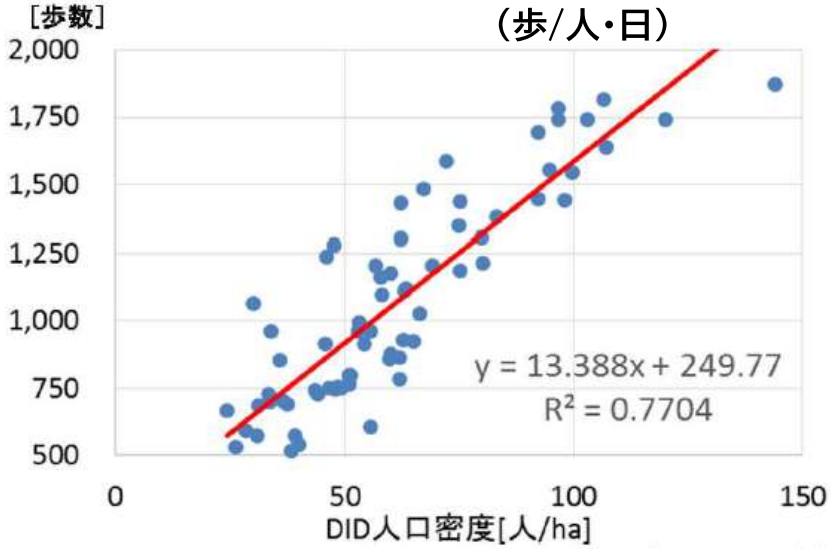

出典：国土交通省資料

▼国土交通省資料

4. 医療費抑制効果の見える化（原単位の試算）

国土交通省

○「歩く」ことの心身に及ぼす影響は多種多様、気分転換やストレス発散等のリラックス効果、脳や免疫機能の活性化、体脂肪低下や代謝の向上等のメタボ予防効果等の健康増進効果が存在
○既往の研究･報告等は多くないが２つに大別、歩行による医療費抑制効果の原単位を整理
①特定の集団の経年的な調査から医療費抑制効果を把握　：0.045～0.061円/歩/日
②特定の疾病の発症リスクの低減効果から医療費抑制効果を把握：0.0015～0.0044円/歩/日
○①の結果を一人あたり医療費の経年的な上昇傾向から補正すると　：0.065～0.072円/歩/日
1日＋1,500歩で年間約3万5千円の医療費抑制効果（一人あたり年間医療費約40万7千円※1）
⇒これらの原単位を活用して医療費抑制効果を見える化することも考えられる

■特定の集団の経年的な調査による歩行の医療費抑制効果

医療費抑制額	研究機関等※7	算出方法
0.045円／歩／日	辻一郎　他 東北大学大学院医学系研究科教授	1日10分間歩行（1,000歩）で1,341円／月の医療費抑制効果※2より試算※8
0.061円／歩／日	久野譜也　他 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	新潟県見附市における健康教室参加者の医療費抑制効果から算出※3
0.030円／歩／日（入院外医療費）	駒村康平　他 慶応義塾大学経済学部教授	1日あたり歩行量（歩数）が1歩違うことにより年間の医療費（入院外医療費）11円／歩の医療費抑制効果※4より試算※8

■特定の疾病の発症リスクの低減効果からみた歩行の医療費抑制効果

医療費抑制額	研究機関等※6	算出方法
0.0015円／歩／日	野田光彦　他 国立国際医療研究センター病院糖尿病･代謝症候群診療部	歩行量（歩数）と糖尿病を中心とした疾患の発症リスク低下の研究論文を集め、中年期の1,000人をモデルに試算3,000歩により10年間で1,569万円の医療費抑制効果より算出※5
0.0044円／歩／日	厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会	1日1,500歩の増加は、NCD発症･死亡リスク約2%減少に相当するとのこと※6から、平成25年度国民医療費（厚生労働省）よりNCD医療費を45－74歳約6兆円と仮定し試算※8

※1 厚生労働省：医療費の地域格差（平成26年度）から40～74歳の一人あたり年間医療費を国土交通省により算出
※2 辻一郎：健康長寿社会を実現する－「2025年問題」と新しい公衆衛生戦略の展望，大修館書店，pp.90-152，2015
※3 久野譜也：ICTと超高齢化対応の「健幸都市」Smart Wellness Cityによる健康長寿世界一の実現を目指して-，ICT超高齢社会構想会議第2回WG，2013年1月24日
※4 隅田和人，上村一樹，白石憲一，駒村康平：健康ポイントが全国展開した時の波及効果シミュレーション，第12回 Smart Wellness City 首長研究会，2015年7月21日
※5 Kato M,Goto A,Tanaka T,Sasaki S,Igata A,Noda M:Effects of walking on medical cost: A quantitative evaluation by simulation focusing on diabetes.*Journal of Diabetes Investigation*,4(6),667-672,2013
※6 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会，次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会：健康日本21（第2次）推進に関する参考資料，pp104-110，平成24年7月
※7 論文、報告書等発表当時の所属機関・部署等
※8 医療費抑制効果を1日1歩あたりの原単位として国土交通省により算出

5

・市街地の拡大、人口密度の低下が進行すると、自家用車中心になり、**歩行量が低下**する。

⇩

・**コンパクトシティの取組**によって、歩行量の増大、健康増進効果が期待される。

⇩

・**医療費等の抑制効果**が期待される。

●本市の令和６年度当初予算の一般会計歳出予算（性質別）では、全体の**３０．２％**が　**「扶助費」**と最も多い。

出典：熊本市の財政情報

※扶助費は、児童福祉費や社会福祉費など

2．課題の設定

3）課題の整理

分類	課題・視点
●自然環境・景観	・地下水、自然環境の保全 ・都市景観に関する施策の充実 ・農地の保全

▼熊本地域（重点地域）における
地下水採取量の推移

出典：熊本県資料

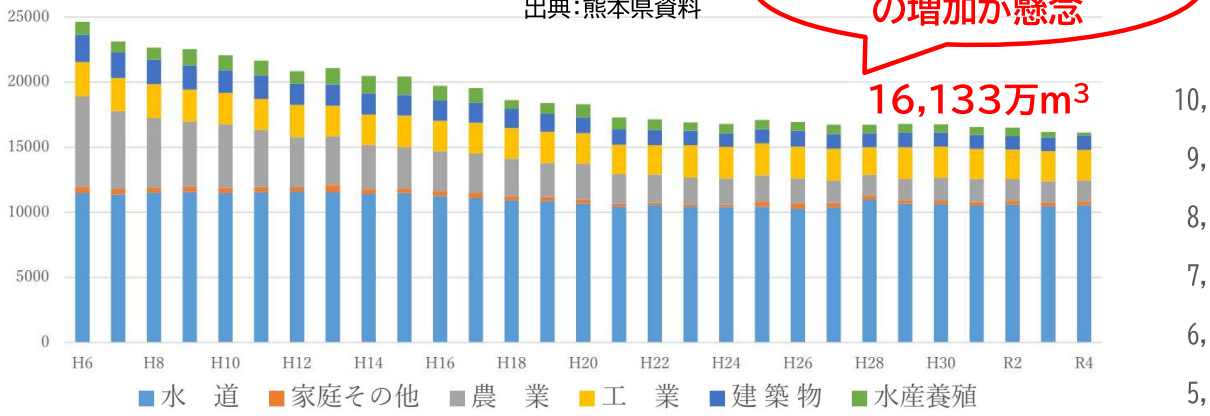

▼農業経営体数・経営耕地面積の推移

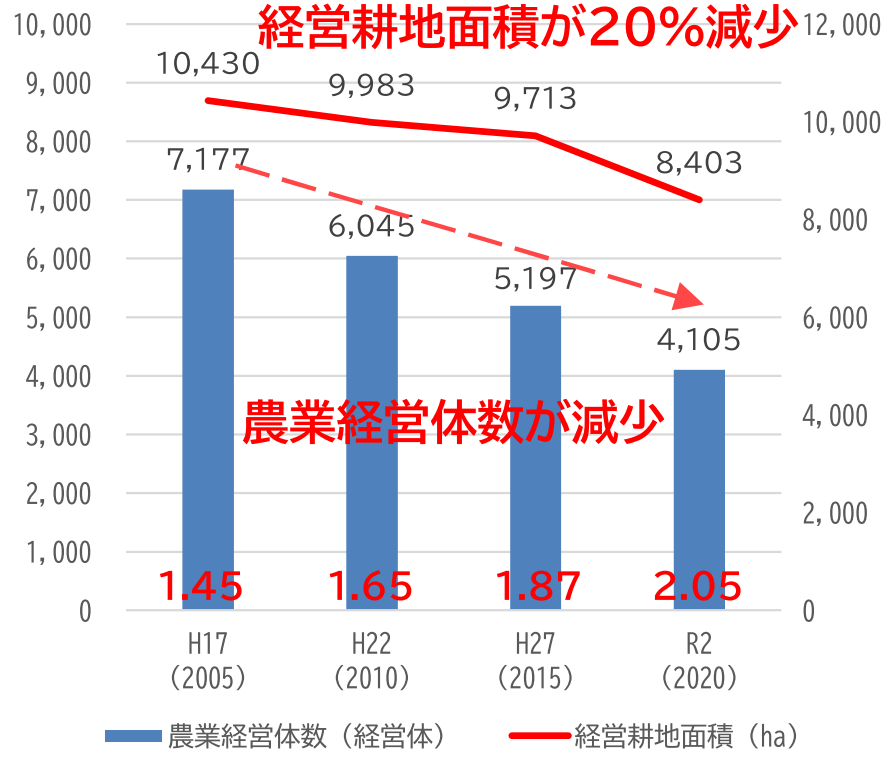

（赤数字）:1農業経営体当りの経営耕地面積

出典：農林業センサス（農林水産省）

▼景観に関する施策の事例

町並み景観の修繕支援

ライトスケープキャラバン

出典：熊本市資料

2．課題の設定

3）課題の整理

分類	課題・視点
●防災	・防災を前提としたまちづくり ・防災拠点の強化 ・要配慮者等のための防災計画

▼令和2年7月豪雨（人吉市）

出典：国土交通省資料

▼平成29年7月九州北部豪雨（大分県）

出典：国土交通省資料

▼1時間降水量50mm以上の年間発生回数

▼南海トラフ地震　想定震度、想定津波高さ

出典：九州地方整備局HP

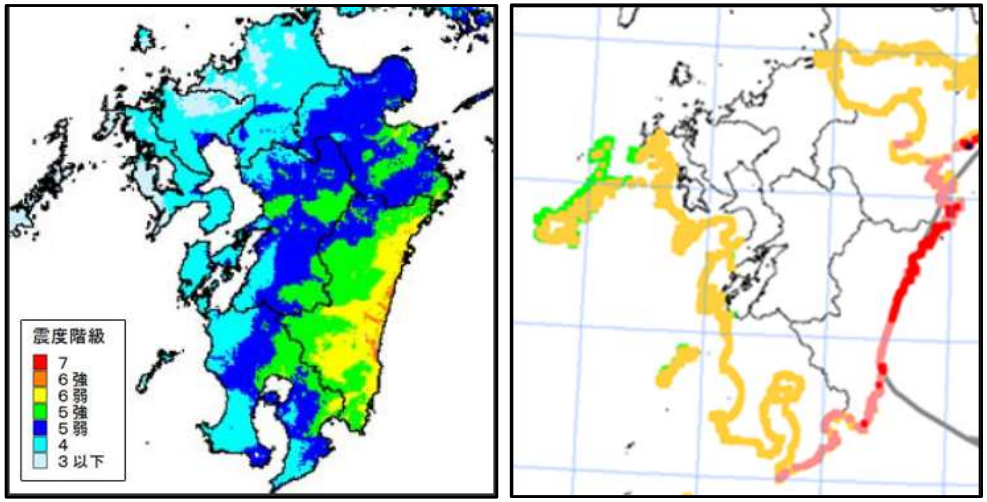

2．課題の設定

4）課題の整理

- ●土地利用
- ●都市施設・交通
- ●市街地整備
- ●住宅整備・空き家
- ●都市機能・居住誘導
- ●経済・産業・観光
- ●医療・福祉・教育
- ●自然環境・景観
- ●防災
- ●市民参加・交流

デジタル化　　など

整 理

- ●土地利用
- ●都市施設・交通
- ●市街地整備
- ●住宅整備・空き家
- ●都市機能・居住誘導
- ●経済・産業・観光
- ●医療・福祉・教育
- ●自然環境・景観
- ●防災
- ●市民参加・交流

デジタル化　　など

2．課題の設定

4）望ましくない未来

土地のポテンシャルが活かせない、無秩序な開発

近所のお店や公共交通の減少

魅力やにぎわいの低下

望ましくない未来

空き家・空き地の増加

自然環境や景観の悪化

土砂災害・水害等による被害

2．課題の設定

5）課題の設定（分野別の整理）

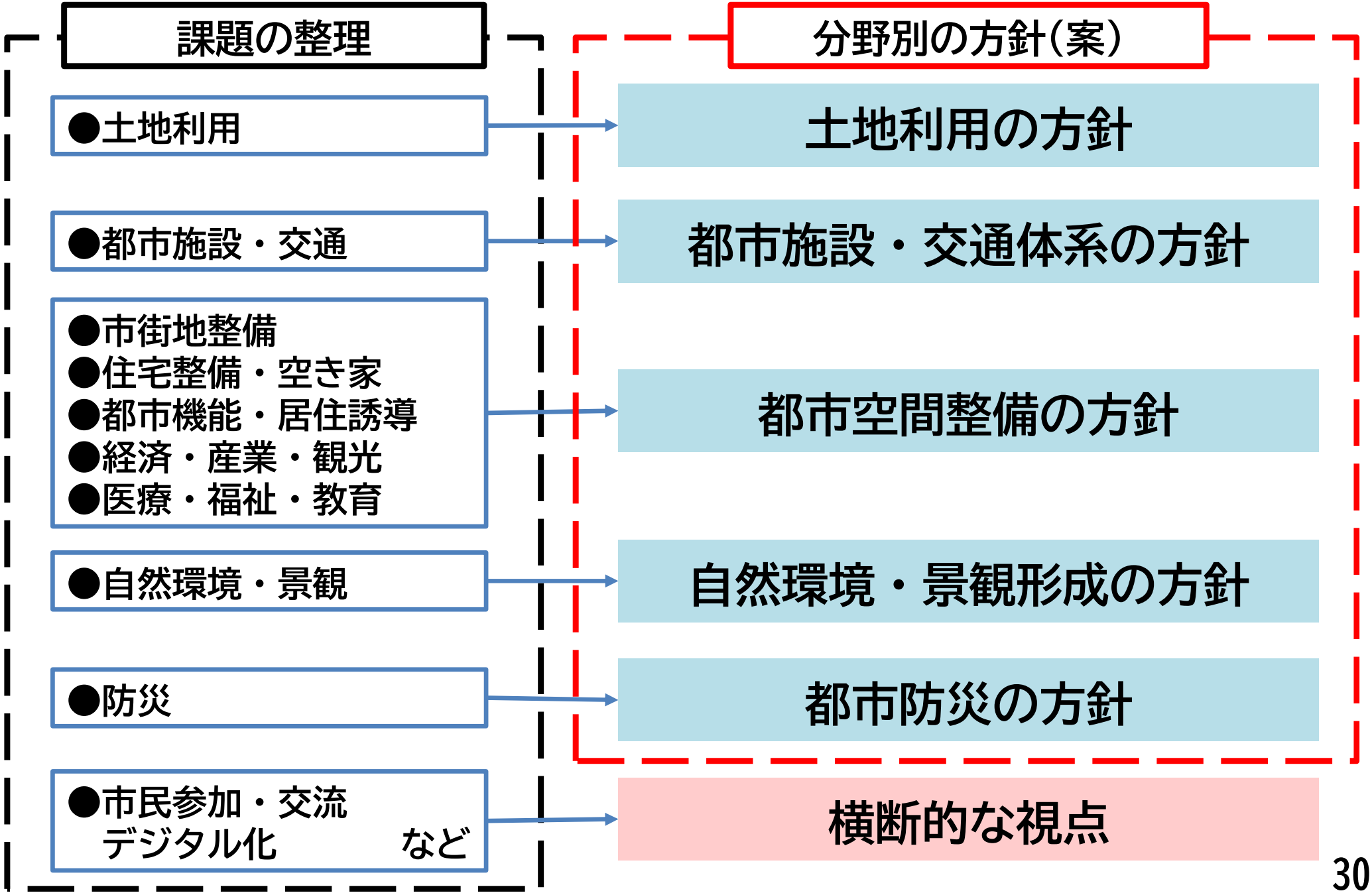

本日の内容

はじめに

１．次期都市マスタープランの構成の検討

２．課題の設定

３．将来像の検討

４．分野別の方針の検討

５．今後の進め方

構成案

序章	都市マスタープラン（仮称）について
１章	都市の現況と課題
２章	基本理念と目標、都市の将来像
３章	分野別の方針
４章	区別の方針
５章	市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～
	１節_基本的な考え方
	２節_都市機能誘導区域及び誘導施設
	３節_居住誘導区域
	４節_防災指針
	５節_誘導施策
	６節_届出制度
	７節_目標値及び評価指標
６章	今後の進め方（進行管理）
別冊	資料編

3.将来像の検討

■将来像の体系イメージ

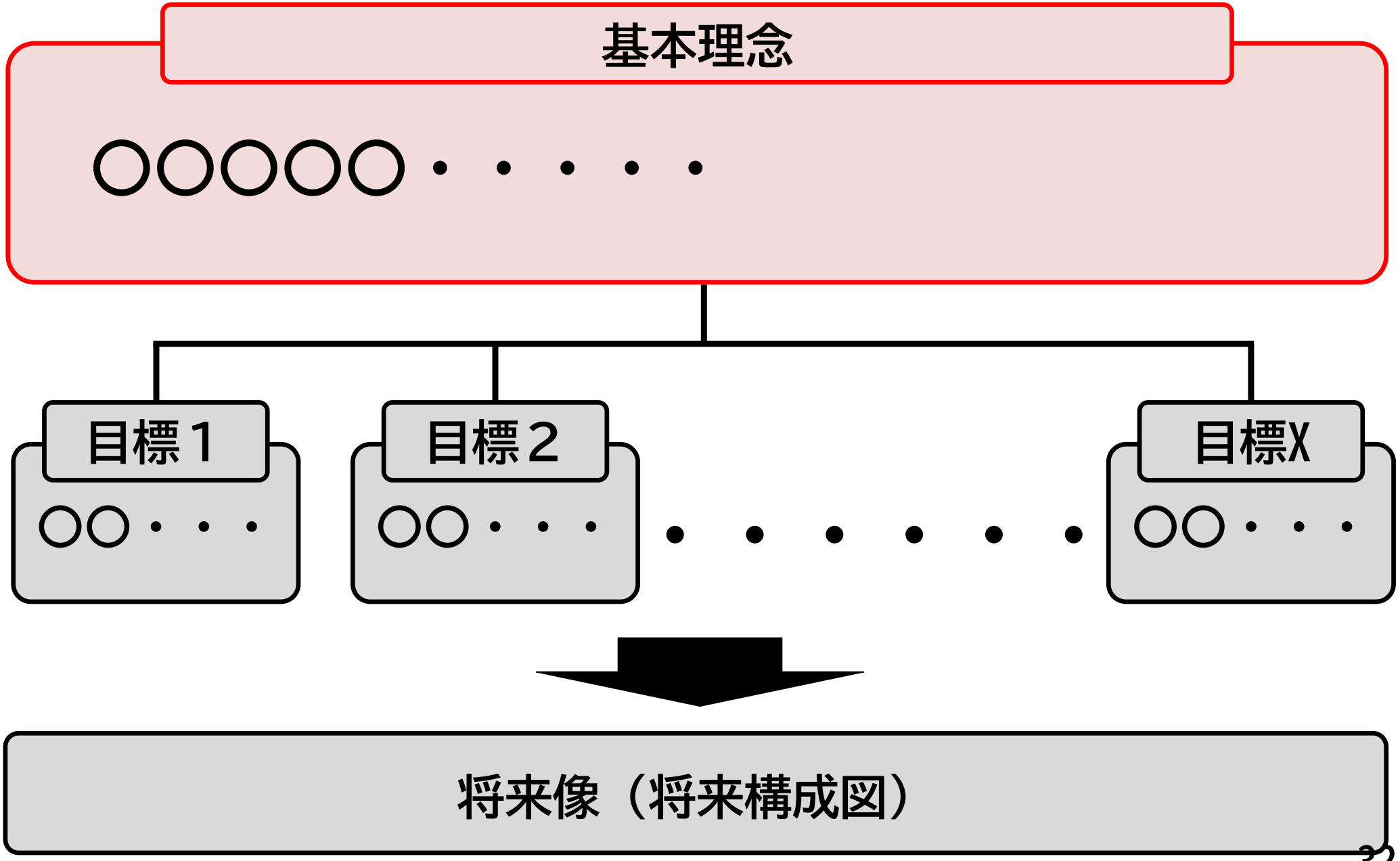

3.将来像の検討

1)上位計画の整理（再掲）

熊本市総合計画

熊本都市計画区域マスタープラン（県が策定）

即する

即する

熊本市都市マスタープラン（全体構想）

・都市づくりの基本理念　・都市構造の将来像　・分野別の基本方針　など

熊本市都市マスタープラン（地域別構想）

・多核連携都市づくりに向けた基本方針
・各区における都市づくり　など

熊本市立地適正化計画（実行計画）

・誘導区域　・誘導施設
・防災指針　・具体的な施策　など

連携整合

交通：熊本都市圏都市交通マスタープラン

公共交通：熊本地域公共交通計画

住宅：熊本市住生活基本計画

中心市街地：熊本市中心市街地活性化基本計画

環境：熊本市環境総合計画

農業：熊本市農水産業計画

防災：熊本市地域防災計画

福祉：熊本市バリアフリーマスタープラン

など

3.将来像の検討

1）上位計画の整理

●上位計画から都市マスタープランへの反映イメージ

熊本市第８次総合計画

【めざすまちの姿】

上質な生活都市

豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、あたたかいふれあいに満ちた地域の中で、お互いに支え合いながら心豊かで幸せな暮らしが営まれ、災害に強くだれもが安心して暮らせるまち

市民一人ひとりが、自分たちが暮らすまちに誇りを持ち、夢や希望を抱いて、いきいきと多様な生活を楽しんでいるまち

そのような、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち

【まちづくりの基本理念】

「市民」と「地域」、そして「行政」が、それぞれが果たすべき責任や役割を担いつつ、互いに支え合う成熟した地域社会を基盤としたまちづくりに取り組んでいく

即する

熊本都市計画区域マスタープラン

【基本理念】

豊かな自然と歴史を活かし、誰もが安心して暮らせる持続可能で活力あるエコ・コンパクトな都市づくり

- 都市防災
- 安全・安心
- 広域・連携
- 地域・個性
- 共創
- 暮らし・経済・（自然）環境

即する

都市マスタープランの基本理念

2）基本理念の検討

●見直しの方向性

これまでの「人口増加」、「都市の拡大」を前提とした都市づくりから、「安定・成熟」した都市型社会へのシフトを念頭に置いて見直し。

・「量」から「質」へ

・「拡大」から「成熟」へ

●基本理念のイメージ

（例）〇〇〇〇〇〇な都市づくり

（説明文）〇〇〇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・〇〇〇

３．将来像の検討

２）基本理念の検討

●現行の基本理念（参考）

本市は、これまで形成された都市基盤や経済活動等を支える都市機能の立地を活かし、今後さらに東アジアなど海外へも目を向けた広域交流拠点都市として発展していきます。

そして、熊本城や地下水などに代表される、歴史・文化、豊かな自然の中で、個性を生かしたまとまりのある地域づくりを進め、将来的にも心豊かに暮らせる都市をめざします。

3.将来像の検討

2)基本理念の検討

基本理念(案)

くまもとの歴史や文化・自然を守り生かしながら、地域と共に多様な価値を創造し、次世代に活力をもたらす「　※　」

「　※　」は以下を検討中

- 広域交流拠点都市
- コンパクトで持続可能な都市
- 創造交流拠点都市くまもと

など

3.将来像の検討

2)基本理念の検討

●基本理念（説明文）

（案）「くまもとの歴史や文化・自然を守り生かしながら、地域と共に多様な価値を創造し、次世代に活力をもたらす「〇〇〇〇〇」

（説明文）

以下スライドのとおり

将来像（将来構成図）

3.将来像の検討

2）基本理念の検討

本市は、古くから九州各地を結ぶ交通の要衝として栄え、九州の中核を成す拠点都市として発展してきました。また、人口増加や高度経済成長を背景に、暮らしやすいまちを形成しつつ、地域経済をけん引してきました。産業や経済、文化の振興を図り、市民生活の質と利便性を向上させるとともに、国内外の幅広い地域とつながる交流拠点都市となることを目指しています。

一方で、人口減少や超高齢社会の急激な進行、気候変動による水害や巨大地震発生のおそれなど、懸念となる状況も出てきています。さらに、半導体関連企業の進出やインバウンド需要の増加、デジタル利用をはじめとするライフスタイルの変化など、本市を取り巻く情勢は大きく変わりつつあり、これらに対応した都市づくりが求められています。

そこで、本市では、これまでの人口増を前提とした都市づくりから、「成熟した持続可能な都市づくり」への転換を図ります。地域がこれまで蓄積し保有してきた資源や、投資により構築された既存ストックを最大限に活用しつつ、都市空間を再構築し、市民生活の質と都市の価値を向上させていきます。防災力が高く、環境負荷は低く、国内外との交流と情報化が進んだ都市空間です。

そのために、居住や都市機能を集積し、公共交通を主軸とした暮らしやすく効率的な都市構造を構築します。そのうえで、中心市街地や地域拠点を中心に、賑わい創出と良好な景観形成等を図り、魅力と活力のある都市空間をつくります。対外的には、広域交通ネットワークを強化し、ビジネス・観光など、国内外からの多様な交流を促進するとともに、産業の振興を図ります。また、本市が誇る豊かな自然や、歴史と伝統に育まれてきた地域の文化や産業、優れた景観等を守り育て、次世代に継承していきます。頻発・激甚化すると予想される自然災害に対しては、防災体制や都市基盤を強化し、インフラ施設を適正に管理して、都市が持つ防災機能を高めていきます。

まちづくりの原点は「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。本市は、地域の特性を活かしつつ、市民との協働により、まとまりのあるコンパクトな都市的空間と、豊かな自然や歴史・文化の調和を図り、誰もが暮らしやすい、持続可能な「多核連携都市」を実現します。

本日の内容

はじめに

１．次期都市マスタープランの構成の検討

２．課題の設定

３．将来像の検討

４．分野別の方針の検討

５．今後の進め方

構成案

序章	都市マスタープラン（仮称）について
１章	都市の現況と課題
２章	基本理念と目標、都市の将来像
３章	分野別の方針
４章	区別の方針
５章	市街化区域における居住・都市機能の誘導の方針等～立地適正化計画～
	１節_基本的な考え方
	２節_都市機能誘導区域及び誘導施設
	３節_居住誘導区域
	４節_防災指針
	５節_誘導施策
	６節_届出制度
	７節_目標値及び評価指標
６章	今後の進め方（進行管理）
別冊	資料編

4. 分野別の方針の検討

■課題の設定（分野別の整理）（再掲）

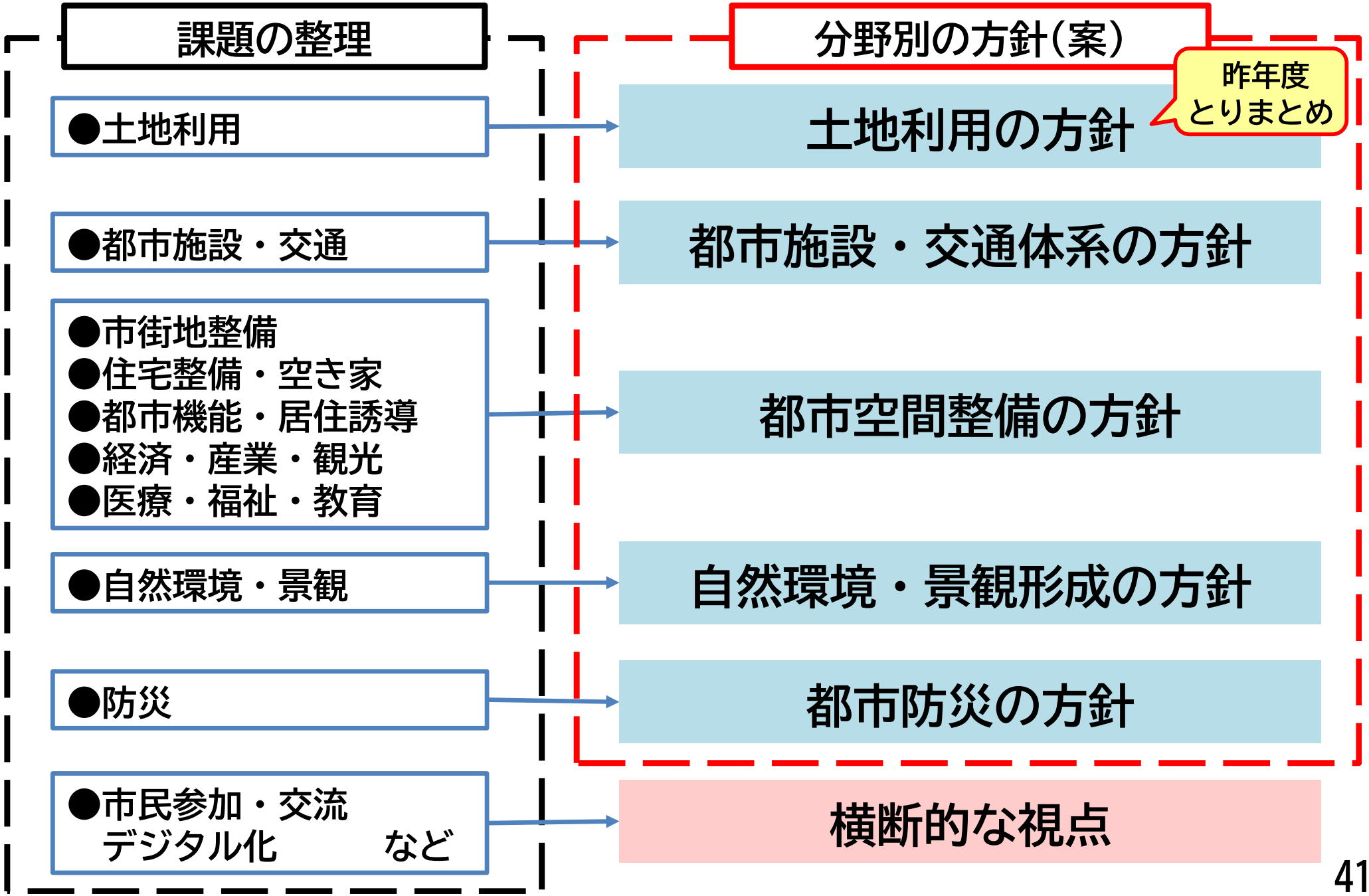

４．分野別の方針の検討

１）土地利用の方針（Ｒ５年度にとりまとめ）

◆基本方針		
今後、人口減少・・・（中略）・・・推進します。		
◆整備方針	１）市街化区域	
	①都市機能誘導区域	高次都市機能や居住の誘導、土地利用規制の緩和
	②居住誘導区域	低未利用地や空き家を活用し居住の誘導
	③その他	都市機能誘導区域外、居住誘導区域外
	２）市街化調整区域等	
	①自然環境保全ゾーン	自然環境の保全
	②農水産業保全ゾーン	農水産業の生産基盤の保全
	③既存集落ゾーン	地域コミュニティの維持
	④産業ゾーン	広域交通の利便性の高いエリアへの誘導
	３）災害リスクを考慮した土地利用	

4.分野別の方針の検討

2)都市施設・交通体系の方針

◆基本方針		
（基本方針）○○○・・・・・・・・・・・○○○		
◆整備方針	1)道路	
	①広域道路ネットワークの整備等の方針	・広域道路網等の整備 ・放射環状道路や幹線道路等の整備 ・広域交通拠点の整備やアクセス強化　等
	②都市内道路の整備等の方針	・都市計画道路等の整備 ・生活道路の整備　等
	2)公共交通	
	①公共交通の整備等の方針	・公共交通体系の確立　・結節機能強化 ・公共交通の利用促進　等
	②歩行者、自転車空間の整備等の方針	・まちなかの歩行空間の整備 ・自転車走行空間　・駐輪場の整備　等
	3）その他の都市施設	・下水道、河川等の整備 ・施設機能の維持・充実　等
	4）公共施設の管理等	・公共施設等の長寿命化・適正配置　等

4.分野別の方針の検討

3)都市空間整備の方針

◆基本方針		
	（基本方針）○○○・・・・・・・・・・○○○	
◆整備方針	1)中心部の整備等の方針	・土地の高度利用(市街地開発事業、地区計画) ・賑わいの創出 ・都市機能の更新、低未利用地の活用 ・駐車場の適正配置　・バリアフリー ・住環境の向上　・空き家対策 ・高次都市機能、生活サービス機能、居住の誘導　等
	2)周辺市街地の整備等の方針 ①都市機能誘導区域(地域拠点) ②居住誘導区域 ③その他の市街化区域	・都市機能の更新、誘導(市街地開発事業、地区計画) ・住環境の向上　・空き家対策 ・バリアフリー ・地域生活圏を含めた生活サービス機能の確保 ・居住の誘導 ・地域拠点間の交通の連携、交通の拠点性向上　等
	3)郊外部の整備等の方針	・自然環境と調和した住環境の確保 ・産業の計画的な誘導 ・地域コミュニティの維持　等

４．分野別の方針の検討

４）自然環境・景観形成の方針

◆基本方針		
（基本方針）○○○・・・・・・・・・・○○○		
◆整備方針	１）自然環境等の保全の方針	・地下水の保全 ・農地の保全 ・森林、水辺など自然環境の保全　等
	２）公園緑地等の方針	・公園施設の整備、管理 ・都市緑地等の創出、保全　等
	３）都市景観形成の方針	・歴史的街並み、自然環境、屋外広告物等の景観形成、夜間景観 ・風致地区　等

４．分野別の方針の検討

５）都市防災の方針

◆基本方針		
（基本方針）○○○・・・・・・・・・・○○○		
◆整備方針	１）都市基盤の強化	・防災拠点、避難所等の強化 ・道路、河川、公共建築物等の耐震化　等
	２）防災減災のまちづくり	・災害リスクの情報提供と活用 ・行政、市民、企業の災害対応力の強化 ・災害リスクの高い地域からの移転　等

4. 分野別の方針の検討

6）将来像（目指す未来）

メリハリのある土地利用

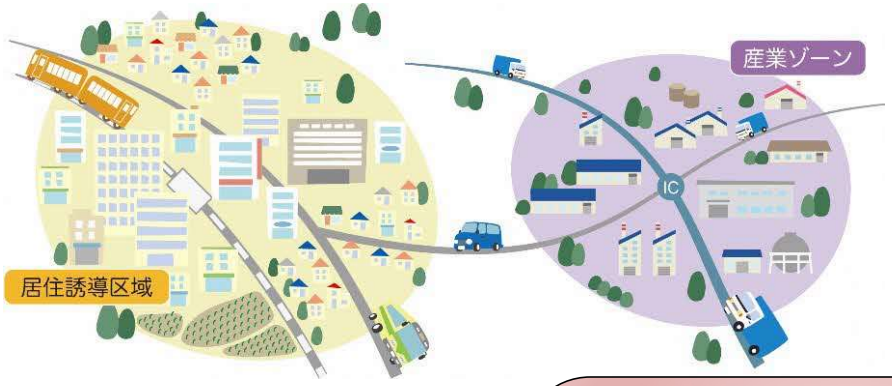

移動しやすくて便利！

まちがにぎやかで楽しいね！

目指す未来

環境がよくて子育てしやすいね！

自然環境の保全

災害に強いまちで安心だね！

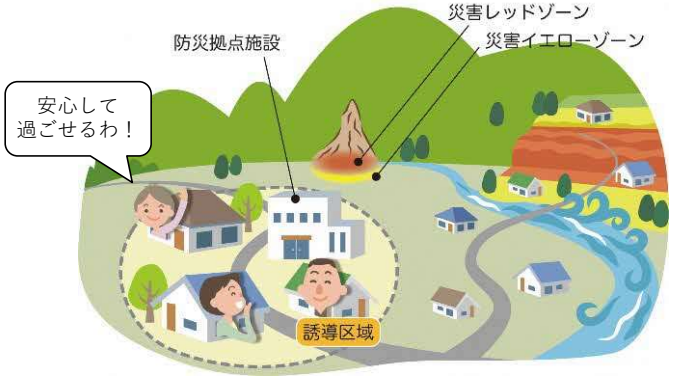

4.分野別の方針の検討

6）将来像（望ましくない未来）

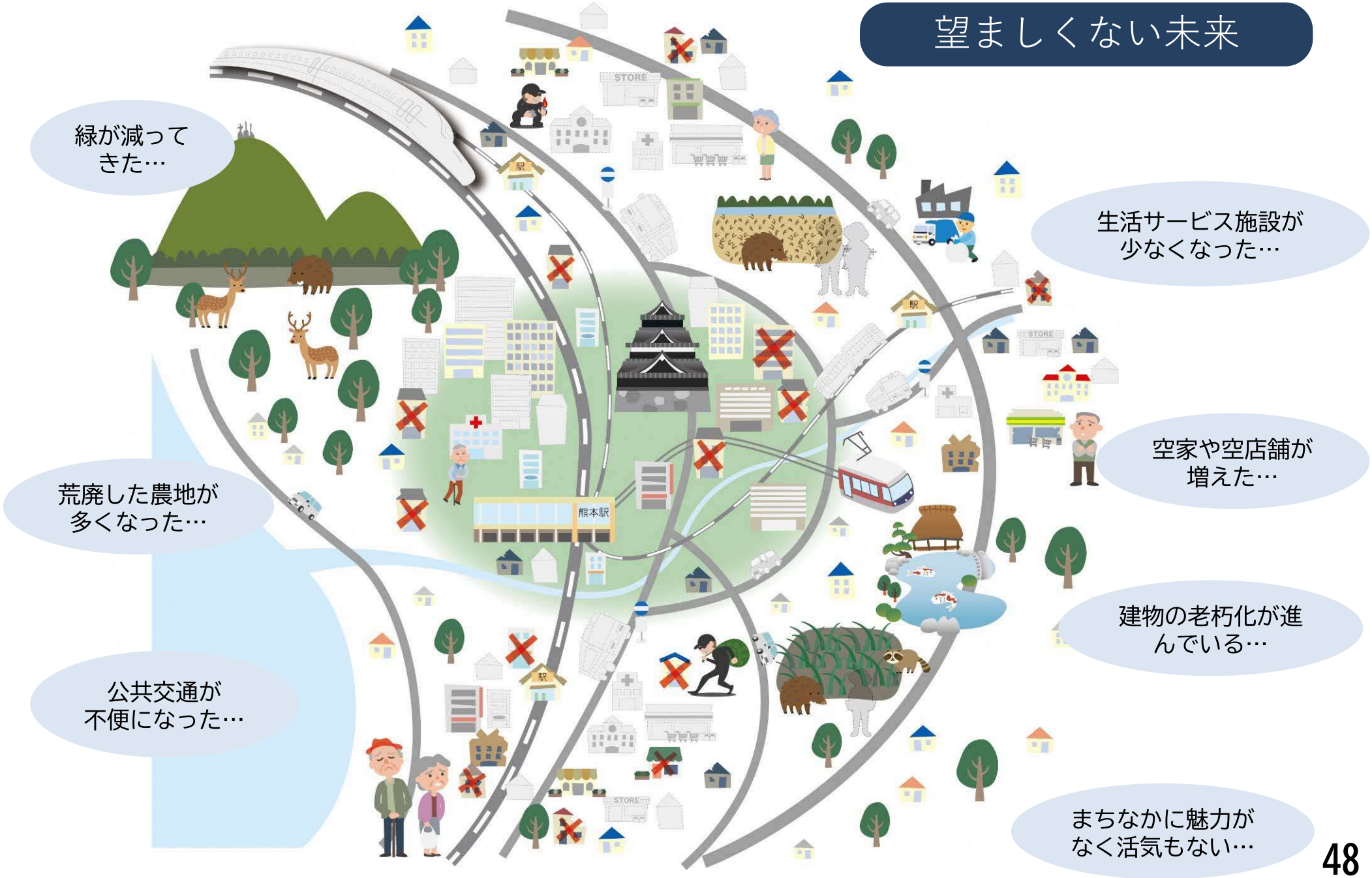

4.分野別の方針の検討

6）将来像（目指す未来）

本日の内容

はじめに

１.次期都市マスタープランの構成の検討

２.課題の設定

３.将来像の検討

４.分野別の方針の検討

５.今後の進め方

5.今後の進め方

1）今年度の予定

		主な検討内容（予定）
済	第１回協議会	・次期都市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝの統合ｲﾒｰｼﾞ
済	第２回協議会	・現行の都市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝのふりかえり ・次期都市ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝの課題の抽出
済	第１回専門部会	・構成、課題、将来像
済	第２回専門部会	・分野別の方針
済	第３回協議会	・構成、課題、将来像 ・分野別の方針
	第３回専門部会 第４回専門部会 第５回専門部会	・分野別の方針　・地域別の方針 ・目標　・誘導区域、誘導施設 ・防災指針　・目標値 ・骨子(案)
	第４回協議会	・骨子(案)

次回専門部会

次回協議会

骨子の作成

5. 今後の進め方

2）協議会・専門部会等のスケジュール（案）

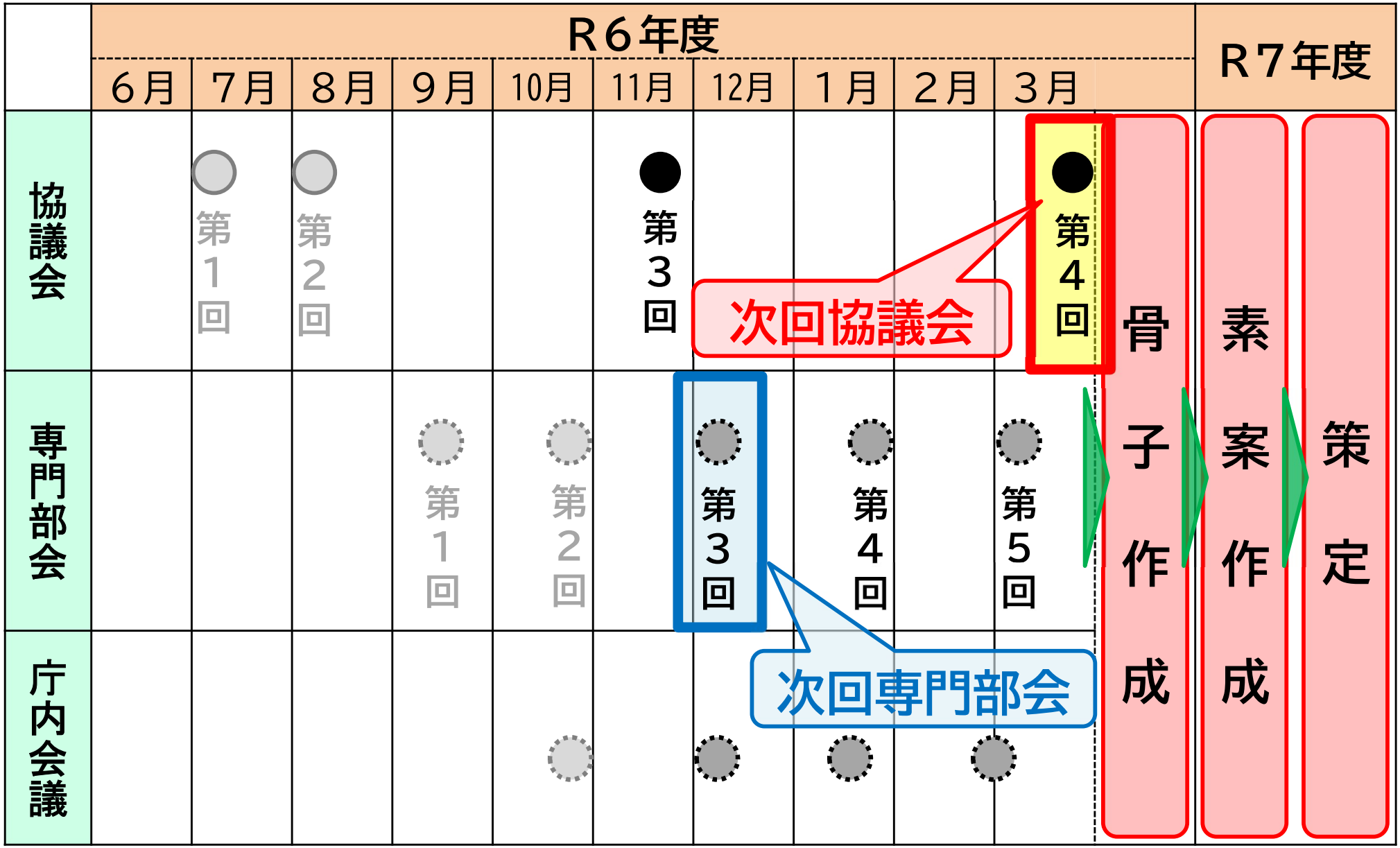

資料⑥

次期都市マスタープラン基本理念（案）　説明文

本市は、古くから九州各地を結ぶ交通の要衝として栄え、九州の中核を成す拠点都市として発展してきました。また、人口増加や高度経済成長を背景に、暮らしやすいまちを形成しつつ、地域経済をけん引してきました。産業や経済、文化の振興を図り、市民生活の質と利便性を向上させるとともに、国内外の幅広い地域とつながる交流拠点都市となることを目指しています。

一方で、人口減少や超高齢社会の急激な進行、気候変動による水害や巨大地震発生のおそれなど、懸念となる状況も出てきています。さらに、半導体関連企業の進出やインバウンド需要の増加、デジタル利用をはじめとするライフスタイルの変化など、本市を取り巻く情勢は大きく変わりつつあり、これらに対応した都市づくりが求められています。

そこで、本市では、これまでの人口増を前提とした都市づくりから、「成熟した持続可能な都市づくり」への転換を図ります。地域がこれまで蓄積し保有してきた資源や、投資により構築された既存ストックを最大限に活用しつつ、都市空間を再構築し、市民生活の質と都市の価値を向上させていきます。防災力が高く、環境負荷は低く、国内外との交流と情報化が進んだ都市空間です。

そのために、居住や都市機能を集積し、公共交通を主軸とした暮らしやすく効率的な都市構造を構築します。そのうえで、中心市街地や地域拠点を中心に、賑わい創出と良好な景観形成等を図り、魅力と活力のある都市空間をつくります。対外的には、広域交通ネットワークを強化し、ビジネス・観光など、国内外からの多様な交流を促進するとともに、産業の振興を図ります。また、本市が誇る豊かな自然や、歴史と伝統に育まれてきた地域の文化や産業、優れた景観等を守り育て、次世代に継承していきます。頻発・激甚化すると予想される自然災害に対しては、防災体制や都市基盤を強化し、インフラ施設を適正に管理して、都市が持つ防災機能を高めていきます。

まちづくりの原点は「地域」、そして、そこに暮らす「市民」です。本市は、地域の特性を活かしつつ、市民との協働により、まとまりのあるコンパクトな都市的空間と、豊かな自然や歴史・文化の調和を図り、誰もが暮らしやすい、持続可能な「多核連携都市」を実現します。